

必ずお読みください

慶應義塾大学・大学院新入生

保護者の皆様へ

Keio University



団体割引  
25%適用

Web申込可  
(クレジットカード決済可)

# 慶應義塾 塾生総合補償制度

(団体総合生活保険)



保険料一括払いで、毎年手続きは不要、卒業までの安心を24時間補償

インターンシップやアルバイト中のケガや賠償事故も補償

ノート型パソコンやタブレット(※)の破損や盗難も補償

(※)3G/4G/5G/LTEモデルやSIMフリーモデルといった通信可能なノートパソコン、タブレット、スマートフォン、携帯電話は対象外です。主に受信タイプのWifiモデルが補償対象です。

**お申込締切日：2023年3月31日（金）**

(お申込締切日に遅れた場合、補償開始が遅れますのでご注意ください。)

# こんな時に、お役に立つ制度です。

●ご注意 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、10～12ページの「塾生総合補償制度の補償内容」をご確認ください。

その  
1

他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまった時 **全タイプ**

## ■個人賠償責任補償(本人型)

塾生本人が日常生活上の偶然な事故により万が一他人にケガをさせたり、他人のものを壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品※)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※携帯電話、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。

国内・国外補償



★インターンシップ・アルバイト中の事故も補償対象!!

★借りた物を壊したときも補償!!

★自転車事故も補償!!

★自己負担額なし!!

★示談代行サービス付き!!(国内のみ)

### ●事故例

ホッケーの練習中、塾生が打ったボールが飛んでいき、他者所有の車を破損した。

保険金支払額: 約20万円

その  
2

塾生本人がケガをしてしまった時など **全タイプ**

## ■傷害補償

塾生本人が急激かつ偶然な外来の事故によるケガで

①通院されたとき ②入院されたとき ③手術されたとき

④亡くなられたとき ⑤後遺障害が生じたときに所定の保険金をお支払いします。

海外旅行中にケガされた場合や、熱中症(急激かつ外来の日射または熱射による身体の障害)が生じた場合も補償の対象となります。

※特定感染症\*1(O-157,SARS,結核等または、新型コロナウイルス感染症(2022年10月28日現在))による通院、入院、後遺障害を補償。

\*1 2022年10月現在、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律第6条第7項第3号に規定されていますので、補償対象となります。

国内・国外補償

### ⚠️ ご注意

特定感染症による補償は、保険開始より11日以降に発症した特定感染症に対して補償します。  
・保険開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症、新型コロナウイルスは対象となりません。また、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた特定感染症も補償の対象となりません。

地震・噴火・津波による  
死亡・後遺障害・通院・  
入院・手術を補償

### ●事故例

塾生が体操部の部活動中に、着地に失敗して左足の靭帯を痛め、34日間入院し、その後32日通院した。

傷害手術: 4万円(入院中の手術の場合)

傷害入院: 4,000円×34日間=13.6万円

傷害通院: 2,000円×32日間=6.4万円

保険金合計支払額: 4万円+13.6万円+6.4万円=24万円



事故例は慶應義塾以外や過去に本制度で実際にあった事故を一部修正しています。

その  
3

## 塾生本人が病気で入院された時

全タイプ

国内・国外補償

### ■入院医療

塾生が病気を被り1泊2日以上入院をされたとき、同一の病気に対しては60日を限度に補償されます。

※保険期間の開始時より前に発病した病気による入院は補償の対象になりません。(ただし、新規ご加入時の保険期間開始後2年を経過した後に生じた保険金支払事由については、保険金お支払いの対象となります。)



### 保険料控除制度についてのお知らせ

団体総合生活保険については、入院医療保険金支払特約(病気による入院)に係る保険料が生命保険料控除※(介護医療用)の対象となります。  
控除証明書が必要となる場合はお手数ですが加入者票記載の営業店(東京海上日動火災保険㈱)までご連絡ください。(10月頃より受付開始)  
※生命保険料控除制度の詳細内容につきましては、日本損害保険協会のホームページ(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご参照ください。

その  
4

## 扶養者に万が一のことがあった時

国内・国外補償

### ■育英費用

扶養者が、不慮の事故により死亡されたり、重度後遺障害を被った場合、所定の保険金額を全額一度にお支払いします。

### ■学資費用

扶養者が、不慮の事故により死亡または重度後遺障害を被った場合、またはご病気で死亡された場合、卒業までに発生する学費など(毎年の授業料等の学校納付金)を毎年保険金額を限度として実額をお支払いします。

### ●事故例

文学部の生徒が2年生の時に、扶養者が「がん」によりお亡くなりになる。

【3AJ・3AGタイプの場合】

**学資費用:105万円(実額)×2年間=保険金支払額:210万円**

地震・噴火・津波による  
死亡・重度後遺障害を補償



その  
5

## 緊急時の救援・搜索費用が生じた時など

全タイプ

国内・国外補償

塾生自身が搭乗する航空機または船舶が行方不明または遭難した時など緊急の場合に搜索・救援者費用等をお支払いします。

また、塾生がケガにより外出先で3日以上入院をされた場合等、保護者の方が現地に駆けつける費用もお支払いします。



事故例は慶應義塾以外や過去に本制度で実際にあった事故を一部修正しています。

その  
6

## 外出時に偶然な事故で携行品を壊してしまった時など

自宅生

### ■携行品損害（自己負担額:5,000円）

塾生が自宅外で携行している家財が偶然な事故により破損したり、盗難にあった場合に保険金をお支払いします。

※携帯電話・スマートフォン等は補償の対象になりません。

国内・国外補償

### ノート型パソコンやタブレット(※)の破損や盗難も補償

(※)3G/4G/5G/LTEモデルやSIMフリーモデルといった通信可能なノートパソコン、タブレット、スマートフォン、携帯電話は対象外です。主に受信タイプのWifiモデルが補償対象です。

### ●事故例

塾生が持っていたノート型パソコン※1を外出時に誤って落としてしまい破損した。

**修理費用:12.5万円(実額※2) - 自己負担額:5千円 = 保険金支払額:12万円**

お支払する保険金は購入価格ではなく、時価額(※2)と修理費用のいずれか低い方の金額となります。

(※1)3G/4G/5G/LTEモデルやSIMフリーモデルといった通信可能なノートパソコン、タブレット、スマートフォン、携帯電話は対象外です。主に受信タイプのWifiモデルが補償対象です。

(※2)実額は時価額(※3)が上限となります。

(※3)再取得価格(※4)から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額となります。

(※4)再取得価格とは、保険の対象と同一構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。



その  
7

## 下宿先で火災をおこしてしまった時など

一人暮らし・下宿生\*専用

### ■借家人賠償責任

塾生がアパートを損壊した際に、家主に対して弁償しなくてはならなくなった場合に保険金をお支払いします。

※示談交渉は東京海上日動では行いません。

※親族の住居に下宿する場合は下宿生ではなく自宅生となります。

国内のみ補償



その  
8

## 下宿先で盗難の被害にあった時など

一人暮らし・下宿生\*専用

### ■生活用動産（自己負担額:5,000円）

塾生が所有している生活用品・家財が火災や盗難などによって損害を受けたときに保険金をお支払いします。(時価額が上限となります)

※建物外に持ち出されている間も補償されます。

※親族の住居に下宿する場合は下宿生ではなく自宅生となります。

国内のみ補償

### ノート型パソコンやタブレット(※)の破損や盗難も補償

(※)3G/4G/5G/LTEモデルやSIMフリーモデルといった通信可能なノートパソコン、タブレット、スマートフォン、携帯電話は対象外です。主に受信タイプのWifiモデルが補償対象です。



イラスト：慶應漫画倶楽部

事故例は慶應義塾以外や過去に本制度で実際にあった事故を一部修正しています。

## 保険期間

# 2023年4月1日午前0時より

**6年間** 2029年4月1日午後4時まで

**3年間** 2026年4月1日午後4時まで

**4年間** 2027年4月1日午後4時まで

**2年間** 2025年4月1日午後4時まで

## お申込方法・ご加入について

### STEP1

ご希望のタイプ・保険期間の保険料をご確認ください。

### STEP2

#### ①お申込方法 「Web申込(クレジットカード決済)」 **おすすめ**

URLまたはQRコードよりお手続きサイトへアクセス頂き、必要事項を入力の上、お申込ください。

「お手続きはこちらから」をクリックします。

必要事項をすべてご入力ください。

学部毎のURL  
またはQRから  
お手続きサイト  
へアクセス



#### ②お申込方法 払込取扱票

記入例をご参照の上、払込取扱票に必要事項をご記入ください。

ゆうちょ銀行または郵便局にて保険料をお支払いください。

※保険料が10万円を超える場合、郵便局の窓口でお手続きいただく方を加入者としてください。また、扶養者が加入者と異なる場合には、加入依頼書に実際の扶養者をご記入ください。

締切日以降のお申し込みも承っておりますが、補償の開始が遅れますので **必ず締切日までにお手続きください。**

■5月中旬頃、加入者(保護者)様宛に「加入者票」を郵送いたします。加入者票は保険証券の代わりとなるもので、ご卒業まで大切に保管してください。

※旧字体についてはカタカナ表記となりますがご契約や保険金のお支払等に影響はございません。

締切日以降のお申し込みも可能です。

ご希望の方は2023年4月1日以降にお手続き頂く場合のQRコードよりお申し込みください。

「お申し込み方法②払込取扱票」をご希望の方は保険料が変わりますのでメールにてお問合せください。

(株)慶應学術事業会 hoken@keioae.com

#### Q&A

**Q1** 加入時は自宅生のタイプですが在学途中で一人暮らし・下宿生のタイプに変更できますか？

**A** できます。加入時が一人暮らし・下宿生で在学途中に自宅生のタイプに変更する事も可能です。代理店までご連絡ください。

**Q2** 休学、留学等により既定の在学期間が延長された場合はどうなりますか？

**A** 延長された期間は補償対象外となります。延長をご希望の場合は代理店へご相談ください。

**Q3** 加入者票(証券の代わりとなるもの)を紛失してしまった。再発行できますか？

**A** webでお申込みいただいた場合、いつでも「マイページ」(契約者専用ページ)で加入者票や補償内容を確認することができます。払込取扱票よりお申込みの場合は、代理店までご連絡ください。

※1記録情報の限度額は500万円となります。

[職種級別A]

※2傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

※3学業費用支払期間(保険責任開始日から学業費用(学資費用)の支払対象期間の終了日までの期間)は、入学当時の在学期間と同じとなります。

※4免責金額(自己負担額):5,000円

(a)ご加入タイプは、職種級別Aに該当する方(継続的に職業に従事していない学生など)用です。

(b)塾生(被保険者一保険の対象となる方)が、アルバイト等で継続的に以下の6業種(\*)のいずれかに従事される場合は、職種級別Bとなり保険料が異なります。お問い合わせ先まで必ずご連絡ください(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。)

(\*)「自動車運転者」「建設作業員」「農林業作業員」「採鉱・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造作業員」

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です

文学部・経済学部・法学部・商学部・医学研究科(博士課程)・薬学研究科(博士課程)

学校法人慶應義塾の **団体割引 25% 適用** により**保険料が割安**

3AGタイプの場合 **比較** 団体割引 0% **163,710円** **40,930円 割引** 本制度で加入 **122,780円**

<p><b>おすすめ</b></p> <p>QRコードでのお申し込み</p>	<p>2023年3月31日までに お手続きを頂く場合</p> <p><a href="http://ezoo.jp/ds2/">http://ezoo.jp/ds2/</a> A011419000012304</p> 	<p>2023年4月1日以降に お手続きを頂く場合</p> <p><a href="http://ezoo.jp/ds5/">http://ezoo.jp/ds5/</a> A0114190000123042209</p> 
--	--	---

※登録いただくメールアドレスは、キャリアメール(docomo, au, softbank等)以外のフリーメールアドレスをお勧めします。  
 または「tmnf.jp」の受信許可設定をお願いします。  
 ※保険料は、6月(保険開始4月1日)に請求されます。クレジットカードの有効期限にご注意ください。  
 なお、引き落としされる日は各カード会社によって異なります。

自宅・下宿区分		自宅生		一人暮らし・下宿生		
保険料一括払(4年間)		<b>3AJタイプ</b> 107,200円	<b>3BJタイプ</b> 58,030円	<b>3AGタイプ</b> 122,780円	<b>3BGタイプ</b> 73,610円	
保険金額	① 個人賠償責任 <sup>※1</sup>	国内:無制限・国外:1億円		国内:無制限・国外:1億円		
	② 塾生本人のケガの補償	死亡・後遺障害	300万円		300万円	
		入院保険金日額	4,000円		4,000円	
		手術保険金 <sup>※2</sup>	入院保険金日額の10倍(入院中の手術) 5倍(入院中以外の手術)		入院保険金日額の10倍(入院中の手術) 5倍(入院中以外の手術)	
		通院保険金日額	2,000円		2,000円	
		天災危険補償特約 (傷害、育英費用および学業費用用) 熱中症補償 細菌性食中毒等補償 特定感染症危険補償特約	補償対象		補償対象	
	③ 塾生本人の病気入院日額	4,000円		4,000円		
	④ 扶養者	学資費用(傷害) <sup>※3</sup>	毎年120万円限度	補償対象外	毎年120万円限度	補償対象外
		学資費用(疾病) <sup>※3</sup>	毎年120万円限度		毎年120万円限度	
		育英費用	100万円		100万円	
⑤ 救援者費用等	100万円		100万円			
⑥ 携行品損害 <sup>※4</sup>	20万円限度		補償対象外			
⑦ 借家人賠償責任	補償対象外		1,500万円			
⑧ 生活用動産 <sup>※4</sup>	補償対象外		100万円			

※1～※5および[職種級別A]の注記については、4ページ下をご確認ください。

**理工学部・総合政策学部・環境情報学部・看護医療部**

学校法人慶應義塾の **団体割引 25% 適用** により**保険料が割安**

**3CGタイプ** の場合 **比較** 団体割引 **0%** 本制度で加入 **189,770円** **47,440円 割引** **142,330円**

<p><b>おすすめ</b></p> <p>QRコードでの お申し込み</p>	<p>2023年3月31日までに お手続きを頂く場合</p> <p><a href="http://ezoo.jp/ds2/">http://ezoo.jp/ds2/</a> A011419000012304</p> 	<p>2023年4月1日以降に お手続きを頂く場合</p> <p><a href="http://ezoo.jp/ds5/">http://ezoo.jp/ds5/</a> A0114190000123042209</p> 
---	--	---

※登録いただくメールアドレスは、キャリアメール(docomo, au, softbank等)以外のフリーメールアドレスをお勧めします。  
 または「tmnf.jp」の受信許可設定をお願いします。  
 ※保険料は、6月(保険開始4月1日)に請求されます。クレジットカードの有効期限にご注意ください。  
 なお、引き落としされる日は各カード会社によって異なります。

自宅・下宿区分		自宅生		一人暮らし・下宿生		
保険料一括払(4年間)		<b>3CJタイプ</b> 126,750円	<b>3DJタイプ</b> 58,030円	<b>3CGタイプ</b> 142,330円	<b>3DGタイプ</b> 73,610円	
保険金額	<b>①</b> 個人賠償責任 <sup>※1</sup>	国内:無制限・国外:1億円		国内:無制限・国外:1億円		
	<b>②</b> 塾生本人のケガの補償	死亡・後遺障害	300万円		300万円	
		入院保険金日額	4,000円		4,000円	
		手術保険金 <sup>※2</sup>	入院保険金日額の10倍(入院中の手術) 5倍(入院中以外の手術)		入院保険金日額の10倍(入院中の手術) 5倍(入院中以外の手術)	
		通院保険金日額	2,000円		2,000円	
		天災危険補償特約 (傷害、育英費用および学業費用用) 熱中症補償 細菌性食中毒等補償 特定感染症危険補償特約	補償対象		補償対象	
	<b>③</b> 塾生本人の病気入院日額	4,000円		4,000円		
	<b>④</b> 扶養者	学資費用(傷害) <sup>※3</sup>	毎年170万円限度	補償対象外	毎年170万円限度	補償対象外
		学資費用(疾病) <sup>※3</sup>	毎年170万円限度		毎年170万円限度	
		育英費用	100万円		100万円	
<b>⑤</b> 救援者費用等	100万円		100万円			
<b>⑥</b> 携行品損害 <sup>※4</sup>	20万円限度		補償対象外			
<b>⑦</b> 借家人賠償責任	補償対象外		1,500万円			
<b>⑧</b> 生活用動産 <sup>※4</sup>	補償対象外		100万円			

※1～※5および[職種級別A]の注記については、4ページ下をご確認ください。

# 医学部

学校法人慶應義塾の **団体割引 25% 適用** により**保険料が割安**

3PGタイプの場合 **比較** 団体割引 0% **135,920円** **33,980円 割引** 本制度で加入 **101,940円**

**おすすめ**

QRコードでの  
お申し込み

2023年3月31日までに  
お手続きを頂く場合

<http://ezoo.jp/ds2/>  
A011420000012304



2023年4月1日以降に  
お手続きを頂く場合

<http://ezoo.jp/ds5/>  
A0114200000123042209



※登録いただくメールアドレスは、キャリアメール(docomo, au, softbank等)以外のフリーメールアドレスをお勧めします。  
または「tmnf.jp」の受信許可設定をお願いします。  
※保険料は、6月(保険開始4月1日)に請求されます。クレジットカードの有効期限にご注意ください。  
なお、引き落としされる日は各カード会社によって異なります。

自宅・下宿区分		自宅生		一人暮らし・下宿生		
保険料一括払(6年間)		<b>30Jタイプ</b> 388,870円	<b>3PJタイプ</b> 80,360円	<b>30Gタイプ</b> 410,450円	<b>3PGタイプ</b> 101,940円	
保険金額	① 個人賠償責任 <sup>※1</sup>	国内:無制限・国外:1億円		国内:無制限・国外:1億円		
	② 塾生本人のケガの補償	死亡・後遺障害	300万円		300万円	
		入院保険金日額	4,000円		4,000円	
		手術保険金 <sup>※2</sup>	入院保険金日額の10倍(入院中の手術) 5倍(入院中以外の手術)		入院保険金日額の10倍(入院中の手術) 5倍(入院中以外の手術)	
		通院保険金日額	2,000円		2,000円	
		天災危険補償特約 (傷害、育英費用および学業費用用) 熱中症補償 細菌性食中毒等補償 特定感染症危険補償特約	補償対象		補償対象	
	③ 塾生本人の病気入院日額	4,000円		4,000円		
	④ 扶養者	学資費用(傷害) <sup>※3</sup>	年額最高370万円	補償対象外	年額最高370万円	補償対象外
		学資費用(疾病) <sup>※3</sup>	年額最高370万円		年額最高370万円	
		育英費用	100万円		100万円	
⑤ 救援者費用等	100万円		100万円			
⑥ 携行品損害 <sup>※4</sup>	20万円限度		補償対象外			
⑦ 借家人賠償責任	補償対象外		1,500万円			
⑧ 生活用動産 <sup>※4</sup>	補償対象外		100万円			

※1～※5および[職種級別A]の注記については、4ページ下をご確認ください。



# 薬学部 (薬学科・薬科学科)

学校法人慶應義塾の **団体割引 25% 適用** により**保険料が割安**

3KGタイプ の場合 **比較** 団体割引 0% **393,200円** **98,300円 割引** **294,900円** 本制度で加入

<b>おすすめ</b> QRコードでの お申し込み	2023年3月31日までに手続きを頂く場合 <b>6年間</b> →  <b>4年間</b> →  <a href="http://ezoo.jp/ds2/AO1142000012304">http://ezoo.jp/ds2/AO1142000012304</a>		2023年4月1日以降に手続きを頂く場合 <b>6年間</b> →  <b>4年間</b> →  <a href="http://ezoo.jp/ds5/AO11420000123042209">http://ezoo.jp/ds5/AO11420000123042209</a>	

※登録いただくメールアドレスは、キャリアメール(docomo, au, softbank等)以外のフリーメールアドレスをお勧めします。  
 または「tmnf.jp」の受信許可設定をお願いします。  
 ※保険料は、6月(保険開始4月1日)に請求されます。クレジットカードの有効期限にご注意ください。  
 なお、引き落としされる日は各カード会社によって異なります。

自宅・下宿区分		自宅生		一人暮らし・下宿生			
保険料一括払	6年間	<b>3KJタイプ</b> 273,320円	<b>3LJタイプ</b> 80,360円	<b>3KGタイプ</b> 294,900円	<b>3LGタイプ</b> 101,940円		
	4年間	<b>3MJタイプ</b> 150,210円	<b>3NJタイプ</b> 58,030円	<b>3MGタイプ</b> 165,790円	<b>3NGタイプ</b> 73,610円		
保険金額	① 個人賠償責任 <sup>※1</sup>		国内:無制限・国外:1億円		国内:無制限・国外:1億円		
	② 塾生本人のケガの補償	死亡・後遺障害		300万円		300万円	
		入院保険金日額		4,000円		4,000円	
		手術保険金 <sup>※2</sup>		入院保険金日額の10倍(入院中の手術) 5倍(入院中以外の手術)		入院保険金日額の10倍(入院中の手術) 5倍(入院中以外の手術)	
		通院保険金日額		2,000円		2,000円	
		天災危険補償特約 (傷害、育英費用および学業費用用) 熱中症補償 細菌性食中毒等補償 特定感染症危険補償特約		補償対象		補償対象	
	③ 塾生本人の病気入院日額		4,000円		4,000円		
	④ 扶養者	学資費用(傷害) <sup>※3</sup>		毎年230万円限度	補償対象外	毎年230万円限度	補償対象外
		学資費用(疾病) <sup>※3</sup>		毎年230万円限度		毎年230万円限度	
		育英費用		100万円		100万円	
⑤ 救援者費用等		100万円		100万円			
⑥ 携行品損害 <sup>※4</sup>		20万円限度		補償対象外			
⑦ 借家人賠償責任		補償対象外		1,500万円			
⑧ 生活用動産 <sup>※4</sup>		補償対象外		100万円			

※1～※5および[職種級別A]の注記については、4ページ下をご確認ください。

# 大学院生 (文系・理系)

学校法人慶應義塾の 団体割引 **25%** 適用 により保険料が割安

3HGタイプ の場合 比較 団体割引 **0%** 本制度で加入  
**114,130円** **28,530円** 割引 **85,600円**

**おすすめ**  
QRコードでのお申し込み

2023年3月31日までにお手続きを頂く場合		2023年4月1日以降にお手続きを頂く場合	
3年間		2年間	
<a href="http://ezoo.jp/ds2/A011418000012304">http://ezoo.jp/ds2/A011418000012304</a>		<a href="http://ezoo.jp/ds2/A009784000012304">http://ezoo.jp/ds2/A009784000012304</a>	
3年間		2年間	
<a href="http://ezoo.jp/ds5/A0114180000123042209">http://ezoo.jp/ds5/A0114180000123042209</a>		<a href="http://ezoo.jp/ds5/A0097840000123042209">http://ezoo.jp/ds5/A0097840000123042209</a>	

※登録いただくメールアドレスは、キャリアメール(docomo, au, softbank等)以外のフリーメールアドレスをお勧めします。  
 または「tmnf.jp」の受信許可設定をお願いします。  
 ※保険料は、6月(保険開始4月1日)に請求されます。クレジットカードの有効期限にご注意ください。  
 なお、引き落としされる日は各カード会社によって異なります。

自宅・下宿区分	自宅生			一人暮らし・下宿生				
	文系	理系	学資・育英なし	文系	理系	学資・育英なし		
保険料一括払	3年間	3HJタイプ 73,610円	3IJタイプ 84,970円	3JJタイプ 44,630円	3HGタイプ 85,600円	3IGタイプ 96,960円	3JGタイプ 56,620円	
	2年間	3EJタイプ 45,000円	3FJタイプ 50,230円	3GJタイプ 31,250円	3EGタイプ 53,380円	3FGタイプ 58,610円	3GGタイプ 39,630円	
保険金額	① 個人賠償責任※1	国内:無制限・国外:1億円						
	② 死亡・後遺障害	300万円						
	③ 塾生本人のケガの補償	入院保険金日額	4,000円					
		手術保険金※2	入院保険金日額の10倍(入院中の手術) 5倍(入院中以外の手術)					
		通院保険金日額	2,000円					
	④ 天災危険補償特約※3 熱中症補償 細菌性食中毒等補償 特定感染症危険補償特約	補償対象						
	⑤ 塾生本人の病気入院日額	4,000円						
	⑥ 扶養者	学資費用(傷害)※4	毎年120万円限度	毎年170万円限度	補償対象外	毎年120万円限度	毎年170万円限度	補償対象外
		学資費用(疾病)※4	毎年120万円限度	毎年170万円限度		毎年120万円限度	毎年170万円限度	
		育英費用	100万円			100万円		
⑦ 救援者費用等	100万円			100万円				
⑧ 携行品損害※5	20万円限度			補償対象外				
⑨ 借家人賠償責任	補償対象外			1,500万円				
⑩ 生活用動産※5	補償対象外			100万円				

※1～※5および[職種級別A]の注記については、4ページ下をご確認ください。

# 慶應義塾塾生総合補償制度の補償内容 概要

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。  
 ◎このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら取扱代理店または保険会社にご照会ください。また、加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合はこのパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

## 【傷害補償(子ども傷害補償)】

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ\*1をした場合に保険金をお支払いします。  
 ※「熱中症危険補償特約」がセットされておりますので、保険の対象となる方が熱中症(急激かつ外来の日射または熱射)になった場合にも、傷害補償基本特約の各保険金をお支払いします。  
 \*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒\*2を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。  
 \*2 「細菌性食中毒等補償特約」が自動セットされます。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約 一部変更に関する特約 個人賠償責任補償特約の 一部変更に関する特約	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■保険の対象となる方ご本人の日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物(情報機器等に記録された情報を含みます。)を壊した場合</li> <li>■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合</li> <li>■保険の対象となる方ご本人が電車等*1を運行不能にさせた場合</li> <li>■保険の対象となる方ご本人が国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合</li> </ul> <p>▶1事故について保険金額*3を限度に保険金をお支払いします。                  ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。                  ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。                  ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。                  ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。                  ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 自動車、電車、気動車、モーター等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。                  *2 以下のものは受託品には含まれません。                  自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品                  *3 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害</li> <li>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</li> <li>・職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>■差押え、収用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使</li> <li>■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること</li> <li>■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い</li> <li>■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損</li> <li>■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</li> <li>■受託品の電気的または機械的事故</li> <li>■受託品の置き忘れまたは紛失*4</li> <li>■詐欺または横領</li> <li>■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入</li> <li>■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊</li> </ul> <p>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。                  *2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。                  *3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。                  *4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。                  *5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p>
	<p>死亡保険金</p> <p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合                  ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。                  ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p> <p>後遺障害保険金</p> <p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合                  ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。                  ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p> <p>入院保険金</p> <p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合                  ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。                  ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>手術金</p> <p>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けた場合                  ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限り*3。                  *1 傷の処置や抜歯等保険金のお支払対象外の手術があります。                  *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるもの)に限ります。(をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。)なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)                  *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。</p> <p>通院金</p> <p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合                  ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。                  ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。                  ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。                  *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハロベストをいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ</li> <li>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)</li> <li>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ</li> <li>・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ</li> <li>・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ</li> <li>・妊娠、出産、産前または産後によって生じたケガ</li> <li>・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ</li> <li>・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンングライダー・搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ</li> <li>・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ</li> <li>・自動車等の乗用車を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ</li> <li>・むちうち症や腰痛等、医学的他覚所見のないもの</li> </ul> <p>等</p>
特定感染症危険補償特約	<p>特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合</li> <li>■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)の規定による就業制限を含みます。)された場合</li> <li>■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合</li> </ul> <p>▶傷害補償基本特約のうちの後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします(なお、お支払内容の詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。)                  ※特定感染症とは…                  「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症*1または同条第8項の規定に基づく指定感染症*2をいいます。                  *1 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの)に限ります。                  *2 政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症</li> <li>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症</li> <li>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症(その方が受け取るべき金額部分)</li> <li>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症</li> <li>・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症</li> <li>・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した 特定感染症(更新契約の場合を除きます。)</li> </ul> <p>等</p>

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
入院医療保険金	<p>保険の対象となる方が病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中に開始した入院*1が1日を超えて継続した場合</p> <p>▶入院医療保険金額に入院*1した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、同一の病気(医学上重要な関係がある病気を含みます。)による入院*2について、60日を限度とします。</p> <p>※入院医療保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても入院医療保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>*1 介護療養型医療施設または介護医療院における入院を除きます。 *2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気*1</li> <li>保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気</li> <li>保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気(その方が受け取るべき金額部分)</li> <li>保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気</li> <li>無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気</li> <li>麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気</li> <li>アルコール依存および薬物依存</li> <li>先天性疾患</li> <li>むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの</li> <li>この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気*2 等</li> <li>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</li> <li>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気についても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。</li> </ul>
育英費用補償特約	<p>扶養者*1が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより損害が生じた場合</p> <p>▶育英費用保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>(重度後遺障害の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■両目が失明したもの</li> <li>■咀嚼および言語の機能を廃したのもの</li> <li>■神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等</li> </ul> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態</li> <li>保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分)</li> <li>扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態</li> <li>扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態</li> <li>扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態</li> <li>扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態</li> <li>扶養者に対する外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガによる扶養不能状態</li> <li>むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態</li> <li>扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合</li> </ul> <p>等</p>
学業費用補償特約	<p>扶養者*1が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学業費用*3を負担した場合</p> <p>▶支払対象期間中の支払年度ごとに学業費用保険金額を限度として、負担した学業費用の実額をお支払いします。</p> <p>(重度後遺障害の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■両目が失明したもの</li> <li>■咀嚼および言語の機能を廃したのもの</li> <li>■神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等</li> </ul> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。 *2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。 *3 以下の費用をいいます。 ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する教材費*5 *4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。 *5 制服代を含みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した病気による扶養不能状態*1</li> <li>ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態</li> <li>保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分)</li> <li>扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した病気による扶養不能状態</li> <li>扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に発病した病気による扶養不能状態</li> <li>扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した病気による扶養不能状態</li> <li>麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって発病した病気による扶養不能状態</li> <li>むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態</li> <li>「学業費用補償特約」により保険金をお支払いするケガに起因する病気による扶養不能状態</li> <li>扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合</li> <li>この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態*2 等</li> <li>*1 該当した扶養者の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</li> <li>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態についても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後に扶養不能状態になったときは、保険金のお支払対象となります。</li> </ul>
疾病による学業費用補償特約	<p>扶養者*1が、保険期間中に病気により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学業費用*3を負担した場合</p> <p>▶支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学業費用保険金額を限度として、負担した学業費用の実額をお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。 *2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。 *3 以下の費用をいいます。 ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する教材費*5 *4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。 *5 制服代を含みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した病気による扶養不能状態*1</li> <li>ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態</li> <li>保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分)</li> <li>扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した病気による扶養不能状態</li> <li>扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に発病した病気による扶養不能状態</li> <li>扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した病気による扶養不能状態</li> <li>麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって発病した病気による扶養不能状態</li> <li>むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態</li> <li>「学業費用補償特約」により保険金をお支払いするケガに起因する病気による扶養不能状態</li> <li>扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合</li> <li>この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態*2 等</li> <li>*1 該当した扶養者の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</li> <li>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態についても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後に扶養不能状態になったときは、保険金のお支払対象となります。</li> </ul>
救済者費用等補償特約の一部変更に関する特約	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族等が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合</li> <li>■急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合</li> <li>■保険の対象となる方の居住に使用する住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して3日以上入院した場合 等</li> </ul> <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害</li> <li>保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害(その方が受け取るべき金額部分)</li> <li>地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</li> <li>保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害</li> <li>無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害</li> <li>脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害</li> <li>妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害</li> <li>外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じた損害</li> <li>ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害</li> <li>むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害</li> </ul> <p>等</p>

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約 + 携行品特約の一部変更に関する特約	<p>国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合</p> <p>▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて(保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとに)保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうぎ)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物</p> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害</li> <li>地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</li> <li>保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害</li> <li>無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害</li> <li>差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</li> <li>保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害</li> <li>自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害</li> <li>保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害</li> <li>保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</li> <li>電氣的または機械的事故に起因する損害</li> <li>保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害</li> <li>詐欺または横領に起因する損害</li> <li>風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害</li> <li>保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)*1)で生じた事故による損害</li> </ul> <p>等</p> <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>
借家人賠償責任補償特約 + 借家人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約	<p>国内における保険の対象となる方ご本人の借戸室*1での事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※示談交渉は東京海上日動では行いません。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 転居した場合は転居先の借戸室をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害</li> <li>地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</li> <li>心神喪失によって生じた損害</li> <li>借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害</li> <li>借戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> </ul> <p>等</p>
住宅内生活用動産特約 + 住宅外等追加補償特約	<p>国内において、保険の対象となる方が所有する家財に損害が生じた場合</p> <p>▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて(保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとに)保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうぎ)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物、定期券、乗車券、通貨、貴金属、宝石、美術品、親族が居住する建物内に所在する家財</p> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害</li> <li>地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</li> <li>保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害</li> <li>無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害</li> <li>差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</li> <li>保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害</li> <li>自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害</li> <li>保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害</li> <li>保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</li> <li>電氣的または機械的事故に起因する損害</li> <li>保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害</li> <li>詐欺または横領に起因する損害</li> <li>風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害</li> </ul> <p>等</p> <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>

**ご加入内容をご確認ください。** ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ、記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

保険の対象となる方はそれぞれの基本補償について、本人型になります。

●個人賠償責任、子ども傷害補償、救済者費用等、携行品、借家人賠償責任、生活用動産:①ご本人\*1

①ご本人\*1

※個人賠償責任については、ご本人\*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含まれます(代理監督義務者については、ご本人\*1に関する事故に限ります。)。  
※借家人賠償責任については、ご本人\*1が、未成年者または責任無能力者である場合は、ご本人\*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(ご本人\*1の配偶者または親族に限ります。)\*1)も保険の対象となる方に含まれます(ご本人\*1に関する事故に限ります。)。

\*1 慶應義塾大学・大学院に在籍する塾生で、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます(入学手続きを終えた方を含みます。)。

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

(1)配偶者:婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。)

①婚姻意思\*2を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2)親族:6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

(3)未婚:これまでに婚姻歴がないことをいいます。

\*2 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

育英費用、学業費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記載してください。原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり(保険の対象となる方が成年に達した場合はこの限りではありません。)\*1)かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

この保険は、慶應義塾を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として慶應義塾が有します。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。  
 ※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【マークのご説明】

**契約概要** 保険商品の内容を理解いただくための事項  
**注意喚起** ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

**I ご加入前におけるご確認事項**

**1 商品の仕組み**  
 この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。  
 この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取り消させていただきますことがあります。

**2 基本となる補償および主な特約の概要等**  
 基本となる補償の「保険金をお支払いする主な場合」、「保険金をお支払いしない主な場合」や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

**3 補償の重複に関するご注意**  
 以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約\*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、特約等の要否をご確認ください。\*2。  
 ●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約  
 ●住宅内生活用動産特約 ●救護者費用等補償特約 ●育英費用補償特約  
 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約  
 \*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。  
 \*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

**4 保険金額等の設定**  
 この保険の保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。  
 保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

**5 保険期間および補償の開始・終了時期**  
 ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

**6 保険料の決定の仕組みと払込方法等**  
 (1) 保険料の決定の仕組み  
 保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。  
 (2) 保険料の払込方法  
 払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。  
 (3) 保険料の一括払込みが必要な場合について  
 (※団体構成員またはそのご家族等が、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)  
 ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。  
 ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合  
 ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合  
 ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合  
 ④ご加入者の加入部分\*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等  
 ※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。  
 ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分\*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただきます。  
 \*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)

**7 満期返れい金・契約者配当金**  
 この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

**II ご加入時におけるご注意事項**

**1 告知義務**  
 加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。  
 ※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「III-1 通知義務等」をご参照ください。  
 なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたりません。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なる場合があります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様、変更時点で下表の事項が告知事項となります。  
 [告知事項・通知事項一覧] ★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

項目名	基本補償・特約	傷害補償	個人賠償責任・借家人賠償責任 携行品・住宅内生活用動産・救護者費用等
生年月日		★*1	★*2
職業・職務*3		☆	-

※すべての補償について「他の保険契約等\*4」を締結されている場合は、その内容

についても告知事項(★)となります。また、医療費用補償特約(これも傷害補償)をセットされる場合には、「公的医療保険制度」についても告知事項かつ通知事項(☆)となります。  
 \*1 ことも傷害補償の場合のみ、告知事項となります。  
 \*2 ことも傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。  
 \*3 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。  
 \*4 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

**2 クーリングオフ**  
 ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

**3 保険金受取人**  
 [傷害補償]  
 死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合\*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入された場合、ご加入は無効となります。  
 死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。  
 死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。  
 \*1 家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

**4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意**  
 現在のご加入を解約、減額等を行うことを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- 補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- 新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- 新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- 保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- 新たにご加入の保険契約に対しては告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- 新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- 新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なる場合があります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

**III ご加入後におけるご注意事項**

**1 通知義務等**  
 [通知事項]  
 加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。  
 ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたりません。お引受けする補償ごとの通知事項は、「II-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。  
 [その他ご連絡いただきたい事項]

- すべての補償共通  
 ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 借家人賠償責任  
 保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入後の変更]  
 ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。  
 ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

**2 解約される時**  
 ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。  
 \*1 加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求\*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。  
 \*2 返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間\*2に対して「割割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。  
 \*3 満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。  
 \*1 解約日以降に請求することがあります。  
 \*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

**3 保険の対象となる方からのお申出による解約**  
 傷害補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

**IV その他ご留意いただきたいこと**

**1 個人情報の取扱い**  
 ●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に



# サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!  
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

## ● メディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。  
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間\*1: 24時間365日  
**0120-708-110**  
\*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です  
(予約受付は、24時間365日)。

### 緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、  
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

### 医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先で  
の最寄りの医療機関等をご案内します。

### 予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的  
な医療・健康電話相談をお受けします。

### がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャル  
ワーカーがお応えします。

### 転院・患者移送手配\*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。  
\*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

## ● 介護アシスト 自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件  
でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間: ●電話介護相談 :午前9時～午後5時  
いづれも ●各種サービス優待紹介 :午前9時～午後5時  
土日祝日、  
年末年始を除く **0120-428-834**

### 電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類  
や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。  
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム\*1」をご利用いただくことも可能です。  
\*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療  
機関のご案内等を行います。

### インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕  
方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご  
提供します。

[ホームページアドレス] [www.kaigonw.ne.jp](http://www.kaigonw.ne.jp)

### 各種サービス優待紹介\*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を  
支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。\*3  
\*お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。  
\*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。  
\*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

## ● デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話での相談や毎日の暮らしに役立つ情  
報をご提供します。



受付時間: ●法律相談 :午前10時～午後6時  
いづれも ●税務相談 :午後2時～午後4時  
土日祝日、 ●社会保険に関する相談 :午前10時～午後6時  
年末年始を除く ●暮らしの情報提供 :午前10時～午後4時  
**0120-285-110**

### 法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電  
子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。  
[ホームページアドレス] [www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html)  
\*弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

### 社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。  
\*社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

### 暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報  
等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

## ご注意ください (各サービス共通)

- ご相談のご利用は、保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者\*1・ご親族\*2の方(以下サービス対象者とい  
います。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。  
\*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある  
方を含みます。婚姻とは異なります。
- \*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

## 万一の事故のとき!

事故が発生した場合は直ちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

事故受付センター(東京海上日動安心110番)(365日・24時間) **0120-720-110**

補償内容・ご加入お手続きに関するお問い合わせ先

お問い合わせ先・取扱代理店

～慶應義塾の～

株式会社慶應学術事業会  
慶應義塾大学塾生総合補償制度係

TEL : 03-3453-3846 Email : hoken@keioae.com

〒108-8345

東京都港区三田2-15-45 慶應義塾大学三田キャンパス内

受付時間 平日(月～金) 9:00～11:30  
12:30～17:00

引受損害保険会社・ご意見・ご相談先

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社  
(担当課) 公務第二部 文教公務室  
TEL : 03-3515-4133

〒102-8014  
東京都千代田区三番町6-4

受付時間 平日(月～金) 9:00～17:00